第一項中「、無線検査簿」を削り、同項の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

第二項中「無線検査簿、」を削る。

第三項中「、無線検査簿」を削り、同項の表一の項中「㈠　無線検査簿⑴」を削り、「㈢」を「㈡」に、「⑴の2」を「⑴」に、「㈣」を「㈢」に、「㈤」を「㈣」に改め、同表二の項中「⑴の3」を「⑷」に改め、同表四の項中「㈡　無線検査簿⑷」を削り、「㈢」を「㈡」に、「⑶の2」を「⑸」に、「㈣」を「㈢」に、「⑸」を「⑹」に改め、同表五の項中「⑹」を「⑺」に改め、同表六の項中「⑴の3」を「⑷」に改め、同表七の項を削り、同表注一を削り、同表注一の二中「⑴の2」を「⑴」に改め、同注を同表注一とし、同表注一の三及び注七を削り、同表注六中「⑹」を「⑺」に改め、同注を同表注七とし、同表注五中「⑸」を「⑹」に改め、同注を同表注六とし、同表注四を削り、同表注三の二中「⑶の2」を「⑸」に改め、同注を同表注五とし、同表注三の次に次のように加える。

四　⑷は、無線従事者が共通に選任されているものに限る。

**○総務省告示第六十三号**

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から適用する。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

別表第3号中「空中線の撤去」を「電波の発射の防止」に、

| 無線業務日誌 | 記載事項及び保存期間 | B | B | B | C | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 無線検査簿 | 様式及び保存期間 | C | C | C | C | C | C | C | C |

を

| 無線業務日誌 | 記載事項及び保存期間 | B | B | B | C | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | C | C | C | C | C | C | C | C |
| | | B | B | C | | | | | |
| | | | | | C | | | | |

に改める。

**○総務省告示第六十四号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百八十一号（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から適用する。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

「第三十八条の二第一項第一号」を「第三十八条の二の二第一項第一号」に改める。

**○総務省告示第六十五号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十二条の二ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する措置を次のとおり定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

| 無線設備 | 必要な措置に代えることができる措置 |
|---|---|
| 一　実験試験局（アルゴスシステムデータ伝送に関する事項を通信事項とするものに限る。）の無線設備であって、電源に電池を用いるもの | 電池を取り外すこと又は電池により動作可能な期限を経過している事実を確認すること。 |

## 告示

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**○総務省告示第六十二号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二及び第三十八条の三の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から適用する。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

四十三

WIPO | OMPI
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION
ORGANIZACIÓN MUNDIAL DE LA PROPIEDAD INTELECTUAL

青　灰色

四十四

WIPO | OMPI
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION
ORGANIZACIÓN MUNDIAL DE LA PROPIEDAD INTELECTUAL

黒